

平成23年度 金沢大学法学類（人間社会学域）入学者選抜試験（後期日程）

小論文 問題，出題趣旨及び講評（平成22年3月12日 実施）

I：民主主義の発展に伴って生じる「平等化」について述べられた文章（下記設問参照。以下「課題文」）を素材として、受験者によるその具体的内容の的確な理解とともに、それに基づいた論理的な思考能力や論述能力を問うものです。

I 次ページ以下の文章は、宇野重規『〈私〉時代のデモクラシー』（岩波新書，2010）9ページから18ページまでを、一部修正・省略の上引用したものである。よく読んで、次の問いに答えなさい。

問1 下線部①で、トクヴィルのいう「平等化」は独特な概念だと述べられているが、どのような意味で「独特」であるというのが筆者の主張か。平等化という言葉の通常の使われ方と対比する形で、300字以内で説明しなさい。

問2 平等社会において、下線部②のような問題が生じやすくなるのは何故か、前後の文脈に即して、400字以内で説明しなさい。

問3 近年のインターネットの発達と普及は、本文で述べられている「平等化」との関連で、民主主義にどのような影響を与えているか、そして、今後インターネットを政治に適切に生かすためにどのようにすべきだとあなたは考えるのか、800字以内で述べなさい。

【小問1について】

〈出題趣旨〉

課題文全体の内容において重要な意義を有する概念・キーワードにつき、受験者の適切な理解を問うものです。

〈講評〉

通常の意味での「平等（化）」が政治・法・経済などの制度において具体的に平等が実現することを指すのに対し、トクヴィルの「平等化」が人々の想像力、自他の違いを意識することに関わるものであることを適切に区別できているかがポイントになります。トクヴィルの「平等化」については比較的よくできていましたが、通常の意味での「平等（化）」の説明がよくできていないため、区別が曖昧になっている答案が多く見受けられました。通常の意味での「平等（化）」に相当するものを、無理に本文中からピックアップしようとして、うまく対比できなかったと見られる答案もありました。封建制社会において通常の意味での「平等化」が実現していた（?）、というような混乱した記述も見られました。

## 【小問2について】

### 〈出題趣旨〉

課題文全体の趣旨ないし意義についての適切な理解、および、それを簡潔に論述しうる受験者の能力を端的に問うものです。

### 〈講評〉

この問題への解答でポイントになるのは、「平等社会」において、自分自身が「オンリーワン」であると感じたいと願う〈私〉たちが、同じように「オンリーワン」でありたいと願う他者たちとの関係で無力感を覚え、社会の多数派に同調しがちになることから、「多数派の暴政」に歯止めがきかなくなる、という著者の論理を押さえておくことです。比較的よくできていましたが、「オンリーワン」であると感じることと、「多数派の暴政」をうまく関係付けることができないで、並列的な記述に終わっている答案や、上記の小問1の理解に関わる混乱をここまで持ち込んでしまったように見られる答案もありました。トクヴィルの言う「平等化」が自他の違いをめぐる想像力に関わるものであることをしっかり把握していないと、どうしてそれが「多数の暴政」に繋がるのか分からなくなってしまうようです。また、「オンリーワン」と「多数派の暴政」の関係は捉えられていても、後者が民主政もしくは世論形成に関わる問題であることを適切に表現できていない答案が少なくありませんでした。民主政に関わる問題だということまで踏まえていないと、満点にはなりません。

## 【小問3について】

### 〈出題趣旨〉

課題文の内容の適切な理解を前提として、自分の意見を述べることで、課題文の論旨を具体的問題に敷衍させる際の論理的思考能力とその簡潔的確な論述力といった、解答者の読解・論述に係る応用力を問うものです。

### 〈講評〉

現代社会において、インターネットが担っている社会的役割を、トクヴィルの言う意味での「平等化」（小問1）や、民主主義（小問2の「多数派の暴政」の問題）といかに関連付けるかが、第一のポイントになります。当然、トクヴィルの民主主義論と無関係に、インターネットと政治についての一般論を述べただけでは高い評価を与えることはできません。トクヴィルは想像力という視点から「平等化」を論じたわけなので、それを踏まえて、インターネットが想像力における「平等化」にどう影響しているか——促進しているか、停滞させているか、関係ないか等々——について自分の見解を述べる必要があります。最近の中東での民主化運動の拡がりに言及した答案が非常に多かったです。時事的な問題と関連付けて論じるのは基本的に望ましいことですが、ニュースや新聞から得た情報をその

まま書いただけで、本問の課題と関連付けられていなければ、高い評価は与えられません。インターネットへのアクセスの問題を論じている答案がいくつか見られましたが、アクセスにおける平等と、想像力における「平等化」は違うレベルの問題なので、両者がどういう関係にあるか述べる必要があるでしょう。「多数派の暴政」についても、それがインターネット上の情報やメッセージのやりとりを通して増幅されるのか、それとも回避される傾向にあるのか、一定の論拠と共に自分の見解を示す必要があります。「多数派の暴政」が起りやすいという趣旨の答案が多かったですが、どうして増幅されるのかきちんと説明できているものは多くなかったです。第二のポイントは、そうした現状把握を踏まえたうえで、インターネットと政治のポジティブな関係の発展に向けての自分の意見をどのように具体的に述べるかです。「多数派の暴政」やその他の民主主義の機能不全をいかに回避するかということに関連付けて、なるべく具体的な意見を述べることを期待されます。ここでも、インターネットのアクセスの改善とか、リテラシーの向上について述べている答案が見られましたが、それらはインターネット一般についての議論であって、民主主義やトクヴィルの言う意味での「平等化」と直接関係ありません。また、前日の大震災と関連付けようとして、「電源がないと情報格差が出来てしまうので、貧富の差に関係なく…」というような答案もありましたが、こういうのは明らかにこじつけです。あと、一般的な傾向として、「てにをは」や句読点の付け方、構文がおかしくて、文章がどのように論理的に繋がっているのか読み取りにくい答案が少なくなかったです。そのままでは文意が取れないような文章であれば、当然減点の対象になります。

II 以下の資料を参照しながら、次の問いに答えなさい。

問1 資料①②③は、消費者被害に関する状況を示している。被害にあったときにどこにも相談しなかった人（資料①②③の項目でいう「どこにも相談することも伝えることもしなかった」人）の特徴を、センター相談者（資料①②③の項目でいう「消費生活センターまたは国民生活センターに相談した」人）と対比させつつ、200字以内で述べなさい。

問2 平成20年に当時の内閣によって閣議決定された「消費者行政推進基本計画」では、消費者問題に対処するためには国及び地方の消費者行政の強化が必要であるとしている。そしてこれを受けて、国の消費者行政については平成21年に消費者庁が設置された。しかし一方で、地方の消費者行政は現在でも問題を抱えている。その問題とは具体的にはどのようなものなのか、資料④⑤⑥⑦⑧⑨の各資料から読み取れることを簡単に指摘しつつ、600字以内で述べなさい。

問3 問2であなたが分析した地方の消費者行政が抱える問題について、どのように解決するのが望ましいと考えるか、資料⑩の意見を読んだ上で、あなたの考えを400字以内で述べなさい。

【資料出典（問題作成の都合上、図を一部改変している）】

資料①：内閣府『平成20年版国民生活白書』98ページ。②：同99ページ。③：同100ページ。④：消費者庁『地方消費者行政の現状分析～平成21年度版「地方消費者行政の現状調査」より～』6ページ。⑤：同14ページ。⑥：同76ページ。⑦：同72ページ。⑧：同18ページ。⑨：同20ページ。⑩：吉田直美「地方消費者行政の役割と今後の課題」『現代消費者法』No.5（2010年）50ページ。

### <出題趣旨・講評>

問1では、資料①～③を相互に検討し、「どこにも相談しなかった人」がどの程度存在するか、被害状況は他の人と違いはあるのか、そして被害を受けたにもかかわらずなぜ相談しないのか、その理由をセンター相談者と対比させることで、「どこにも相談しなかった人」の特徴を浮かび上がらせることを目的として出題しました。

「どこにも相談しなかった人」がセンター相談者の倍以上いること、支払い金額・被害該当金額がともに「どこにも相談しなかった人」のほうが高いこと、それにもかかわらず相談しない理由として、センター相談者の半数以上が“相手の悪意”や“相手の説明不十分”に求めるのに対し、「どこにも相談しなかった人」は“自分に原因がある”とする傾向にあることを指摘できることが求められます。

「販売店に伝えた」などのセンター相談者以外の項目と「どこにも相談しなかった人」を対比させるなど、問題文の指示から離れた答案が散見されました。問題文をよく読んで趣旨を読み取ることは、小論文に限らずあらゆる科目での基本です。

問2は、地方消費者行政の現状についての種々のデータを提示した上で、それらの資料から共通する特徴を読み取れるか否かを問うています。問題文では「その問題とは具体的にはどのようなものなのか…600字以内で述べなさい。」としているので、6つの各資料の内容それぞれについて言及するだけでなく、資料を複合的に組み合わせて、浮かび上がる問題点をまとめることが必要です。6つの各資料は、消費生活センター・相談窓口といった消費者が相談に訪れることができる場所の設置状況（資料④と⑤）、消費者行政に対する予算の状況（資料⑥と⑦）、消費者行政にたずさわる専任職員と兼務職員の配置状況（資料⑧と⑨）、の3つに整理でき、またそれぞれ、1万人未満や3万人未満といった小規模な自治体ほど問題を抱えていることで共通しています。資料を変に深読みせず、素直に読み取れば、解答にたどりつけないと思いません。

ただ、資料⑤の相談窓口「未設置割合」を「設置割合」と誤解した答案が少数ですが見られました。また資料⑧について、都道府県・政令指定都市レベルでは専任職員が多数を占めるのに対し市区町村では逆に兼務職員が多数になる現状が見られるという趣旨の資料であることが理解しきれない答案が散見されました。

問2で地方消費者行政の現状を分析して、おそらく、「消費生活センターや相談窓口（以下単に「センター」と言います。）が少ないならたくさん作ればいいではないか」と心の中で考えたと思います。しかし、それが果たして問題の解決になるのでしょうか？センターを作ったけれども消費者が利用しないのでは、センターをたくさん作るという方策は単なる「ハコモノ行政」になってしまいませんか？この点を考えてもらう意味で、“センターの単純な増設”という解決方法に疑問を投げかける資料⑩を読んだ上で、自身の見解を論じてもらったのが問3です。

問3の問題文では「…資料⑩の意見を読んだ上で…」としているので、資料⑩の意見について何らかの言及が欲しいところです。ただ資料⑩の意見に賛成か反対かという点よりも、資料⑩の意見に対する自身の見解が論理的であるかどうかを重視しています。

解決方法の中には、大問Iに引っ張られてインターネットを使ったものを提案する答案がありましたが、消費者全員がインターネットを使えるわけではない点で問題がありそうです。その一方で、市区町村レベルでの消費者行政の広域連携を主張した答案がありました。これは実は資料⑩の筆者も主張しています。その他、国による財政支援や各都道府県レベルでのセンター設立という提案もありました。

なお蛇足ながら、時間配分を誤ったためか、問3を白紙のまま提出した答案が散見されました。